

# 愛知県外科医会会則施行細則

昭和 55 年 4 月 22 日（制定）

## 第 1 章 役 員 選 挙

- 第 1 条 会則第 9 条に規定する本会の理事及び監事は、地域的、職域的な考慮を行なって選出する。
- 第 2 条 役員選挙の期日は 20 日前までに評議員に通知しなければならない。
- 第 3 条 1. 役員候補者（以下「候補者」という。）は会長に届出なければならない。  
2. 会員は他の会員を候補者に推薦することができる。
- 第 4 条 候補者の届出または推薦の届出では次の事項を記載した文書でこれをしなければならない。  
1. 候補者の届出には候補者たるべき者の役員名、氏名、年令を記載しなければならない。  
2. 推薦届出の文書には前号の外推薦者の氏名を記載しなければならない。
- 第 5 条 前 2 条の届出では選挙 10 日前の午後 5 時までとし、会長は候補者一覧表を作成し評議員に通知しなければならない。候補者の氏名順序は抽籤による。
- 第 6 条 会長は候補者一覧表により役員名及び候補者の氏名を議長に報告しなければならない。議長はこれを評議員に公示して選挙を行なう。
- 第 7 条 投票用紙は会長がこれを定める。
- 第 8 条 選挙は出席評議員の投票によって決定し、委任状による投票はこれを含まない。
- 第 9 条 議長は評議員中より若干人の選挙立会人を指名し、投票及び開票に関する事務を担当せしめる。
- 第 10 条 次の投票はこれを無効とする。  
1. 正規の用紙を用いないもの  
2. 候補者でない者の氏名を記載したもの  
3. 候補者の何人かを記載したか確認し難きもの
- 第 11 条 第 3 条による届出のあった候補者がその選挙する定数を超えないときは投票によらないで当選者を決定する。候補者が定数に満たさない場合は評議員会の意によって補欠選挙を行なわなければならない。
- 第 12 条 投票は 1 人 1 票とし有効投票多数を得た者は当選者とする。投票数同じときは議長がこれを抽籤してこれを定める。
- 第 13 条 役員に欠員を生じたときは補欠選挙を行なう。

## 第 2 章 評 議 員 選 挙

- 第 14 条 本会評議員の選挙は各地区へ委託して行なう。
- 第 15 条 1. 評議員の数は会員数 20 人以内の地区においては 1 人、20 人を超えるものでは 20 人又はその端数を加える毎に 1 人を加える。  
2. 地区は郡市医師会及び名古屋市については、支部をもって地区とする。予備評議員の数は評議員の数と同数とする。  
3. 議長及び副議長は定数外とする。  
4. 各地区の評議員中 1 人を連絡評議員とする。
- 第 16 条 本会評議員の選挙の基準となる本会会員は各 3 月 1 日現在の会員名簿による。その評議員数は本会の決定したものである。
- 第 17 条 各地区において本会評議員の選挙を行なった後 3 月末までに本会会長にその当選者を報告しなければならない。
- 第 18 条 評議員選挙後会員数の異動に伴い選挙すべき評議員の数に異動を生じても次の改選期まではその数を変更しない。
- 第 19 条 評議員に欠員を生じたときはその地区は補欠選挙を行なう。

## 付 則

この細則は評議員会の承認を経なければこれを変更することはできない。

### 〔選挙内規〕

1. 評議員が評議員会において理事に選出された場合、会則第 16 条第 3 項にかかわらず理事の当選証書を受け取るまではなお評議員としての資格を有するものとする。
2. 第 11 条の後段の場合の届出締切の時点において不足の場合、各地区に急ぎその旨を通報し新立候補者の届出ないし推薦を求めるものとする。  
締切の時点において候補者は無投票当選とする。